

機案第一三四号

寄附林湖の件

左記の通り寄附ありたるにつぎ、これを採納するものとする
但し町道東小鹿線並路敷地として

記

一 田 (三輪町大字東小鹿五百九拾五番の畝) 一畝拾五歩

寄附者 三輪町大字東小鹿六百参拾番地 宇佐美文 之

二 山林 (三輪町大字東小鹿字供養後五百八拾七番の畝) 七畝一畝拾九歩

寄附者 三輪町大字東小鹿九百五拾参番地 米 廣政市郎

三 畑 (三輪町大字東小鹿字供養後五百八拾六番の畝) 壹畝八歩

寄附者 三輪町大字東小鹿六百拾番地 米 永達 正

四 田 (三輪町大字東小鹿字前田五百五拾番の畝) 一畝拾六歩

寄附者 三輪町大字東小鹿七百一拾参番地 村岡幸雄

昭和二十九年十二月二十七日提出

昭和二十九年十二月二十七日議決

原案可決 東伯郡三輪町議會議長 天野康三

三輪町長 坂本雅

